

名古屋市立平針北小学校PTA規約細則

第1章 役員

- 第1条 1. 会長の選出は、役員会に推薦委員会を設け、候補者を推薦する。
そして、新年度の全役員に報告し、総会で承認を得る。
2. 役員は全会員より募り、足りない人員は、新三年生保護者より選出する。

第2章 部・サークル

- 第2条 PTA会員5名以上の要望があれば、全委員会に対し、部・サークルの新設を申請することができる。ただし、常時活動するPTA会員が5名以上在籍し活動が継続的であること、並びに、その活動が自主的かつ積極的でPTA会員相互の親睦を図るとともにPTA活動の目的に寄与するものであることを要件とする。

- 第3条 部・サークルの新設・休止・廃止については、全委員会の承認もしくは議決によるものとする。

第3章 会計

- 第4条 この会の会費は、1世帯月額100円とする。4・5・6月の3か月分は6月に、8・9月分の2か月分は9月に徴収する。転出入の場合は、該当月に1日でも在籍していたら、その月分を徴収する。いったん徴収した会費は返還しない。

付 則 本会則は平成元年5月2日より実施する。

平成 元年 5月 2日	一部改正実施	令和 2年11月 1日	一部改正実施
平成 2年 4月26日	一部改正実施	令和 3年 4月 1日	一部改正実施
平成 3年 4月 1日	一部改正実施	令和 5年 2月 1日	一部改正実施
平成 4年12月 4日	一部改正実施	令和 6年 5月 9日	一部改正実施
平成 7年 5月 2日	一部改正実施		
平成10年 4月30日	一部改正実施		
平成12年 5月 2日	一部改正実施		
平成13年 4月23日	一部改正実施		
平成14年 4月 1日	一部改正実施		
平成15年 2月22日	一部改正実施		
平成15年 4月 1日	一部改正実施		
平成18年 4月 1日	一部改正実施		
平成20年 4月 1日	一部改正実施		
平成22年 4月 1日	一部改正実施		
平成23年 4月 1日	一部改正実施		
平成24年12月 1日	一部改正実施		
平成28年12月 1日	一部改正実施		